

2015 年度 4 段位昇段審査会 実施規程

2014 年 10 月 29 日 第 88 回理事会承認済

2012 年 5 月 30 日第 77 回理事会、同年 6 月 23 日第 78 回理事会で承認された「4 段位授与規定」、「4 段位昇段 中央研修会実施要綱」および 2013 年 1 月 19 日第 81 回理事会で承認された「4 段位昇段研修会等の実施方式に関する改訂」に基づいて、2012 年 12 月から 4 段位昇段中央研修会が東京会場と大阪会場で開催された。さらに、2013 年 6 月 15 日第 82 回理事会で、4 段位昇段審査会は「第 1 次審査会」と「第 2 次審査会」の 2 段階の審査会を実施して、受審者が第 1 次審査に合格し、次期審査会以降に開催される第 2 次審査に合格した場合に、4 段位を授与することが承認された。これらの理事会で承認された 4 段位昇段審査会の実施方式に基づいて、2013 年度、2014 年度の 4 段位昇段審査会が実施された。

2015 年度に実施する 4 段位昇段審査会は、4 月の前期審査会、10 月の後期審査会ともに、第 1 次審査会受審者と第 2 次審査会受審者が、同時期に昇段審査を受審することになるので、第 1 次審査会の実施日を東京①と大阪①とし、第 2 次審査会の実施日を東京②、③、④と大阪②、③、④として、分離開催することとする。

太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

記

第 1 部：4 段位審査会の実施；

- 1) 審査会は、例年 4 月と 10 月の年 2 回、東京会場と大阪会場で開催する。審査会受審者は、審査会実施日の 3 ヶ月前までに、「太極拳 4 段位第 1 次昇段審査 申請書」または「太極拳 4 段位第 2 次昇段審査 申請書」、を日本連盟事務局宛に提出して申し込む。「太極拳 4 段位第 1 次昇段審査 申請書」の「特別推薦欄」に、受審者が所属する都道府県連盟加盟団体の団体長と、所属都道府県連盟会長の特別推薦承認印が無いものは、申込みを受理しない。
- 2) 4 月と 10 月の審査会は、それぞれ東京と大阪で連続した 4 日間（火曜日、水曜日、木曜日、金曜日）に設定されるが、受審者はそのいずれかの 1 日を選んで申込みをし、受審しなければならない。審査会では、実技研修は行わず、実技審査のみを行なう。受審料は一人 7,000 円とする。
- 3) 第 1 次審査会を受審する人は、必ず 1 回目の中央研修会を受講した後に、ブロック講習会を受講したうえで、2 回目の中央研修会を受講した人でなければならない。（※注；2015 年 4 月実施の審査会の受験申請締切は 2015 年 1 月 7 日なので、2014 年 12 月実施の中央研修会までに、中央→ブロック→中央の順番で受講を完了していなければならない。）
上記にかかわらず、中央研修会は、任意の時期に何回でも受講することができる。
- 4) 審査会を受審して達成度 B 評価で 4 段位認定されなかった人は、以後何回でも審査会を受審することができる。再受審する際に、中央研修会を再度受講したことは要件としない。

第 2 部：4 段位審査会における 2 段階審査（第 1 次審査会と第 2 次審査会）；

2013 年 10 月～2014 年 10 月に実施された第 1 次審査会に合格した人は、2015 年 4 月前期審査会において、第 2 次審査会の受審を申請することができる。それ以外の人は、第 1 次審査会のみを受審申請することができる。

1) 審査会実施日程と受審申請;

4 月前期審査会 第 1 次審査会;

東京会場①=2015 年 4 月 7 日 (火)、

大阪会場①= 同 4 月 14 日 (火)、

4 月前期審査会 第 2 次審査会;

東京会場②=4 月 8 日 (水) 東京会場③=4 月 9 日 (木)、 東京会場④=4 月 10 日 (金)

大阪会場②=4 月 15 日 (水) 大阪会場③=4 月 16 日 (木)、大阪会場④=4 月 17 日 (金)

10 月後期審査会 第 1 次審査会;

東京会場①=2015 年 10 月 6 日 (火)、

大阪会場①= 同 10 月 13 日 (火)、

10 月後期審査会 第 2 次審査会;

東京会場②=10 月 7 日 (水) 東京会場③=10 月 8 日 (木)、 東京会場④=10 月 9 日 (金)

大阪会場②=10 月 14 日 (水) 大阪会場③=10 月 15 日 (木)、大阪会場④=10 月 16 日 (金)

受審申請は、所属都道府県連盟が一括して「太極拳 4 段位第 1 次昇段審査 申請書」または、「太極拳 4 段位第 2 次昇段審査 申請書」、に「4 段位昇段審査会 申請書一括送付状」を添えて、審査会実施日のうちの第 1 日目 (火曜日) の 3 ヶ月前を申請期限として、日本連盟事務局に提出する。

2015 年 4 月前期審査会①～④ (第 1 次審査会、第 2 次審査会) はすべて 2015 年 1 月 7 日 (水)、
2015 年 10 月後期審査会①～④ (第 1 次審査会、第 2 次審査会) はすべて 2015 年 7 月 6 日 (月) を申請期限とする。

2) 定員と受理通知;

受審者は、2 会場の 8 日のうちの 1 日を選んで申請しなければならない。

1 会場 1 日の受審者の定員は、原則として最多 100 人とする。受審料は第 1 次審査、第 2 次審査ともに、一人 1 回 7,000 円とする。

昇段審査会は、上記のように 1 日あたりの審査可能人数が限られているため、特定の日程に希望者が集中した場合、受審できなくなる場合がある。そのため、希望日程について、下記のように調整する。

4 月前期審査会 第 1 次審査会;

東京会場①=4 月 7 日 (火)、

大阪会場①=4 月 14 日 (火)、

上記 2 日程について、希望する日程を第 1 希望、第 2 希望の順に指定する。

申込み締切り後、申込者全員の「第 1 希望」を、上記の 2 会場に振り分ける。

ここで、定員の 100 人を超えた会場があった場合は、下記の順に従って上位 100 人を受審対象とする。

1) 3 段取得年度の早い人を優先する

2) なおかつ、年齢の高い人を優先する。

上記の手順で、「第 1 希望」で受理できなかった申込者にたいしては、「第 2 希望」の会場で受理する。

4 月前期審査会 第 2 次審査会；

東京会場②＝4 月 8 日（水）、東京会場③＝4 月 9 日（木）、東京会場④＝4 月 10 日（金）
大阪会場②＝4 月 15 日（水）大阪会場③＝4 月 16 日（木）、大阪会場④＝4 月 17 日（金）

上記 6 日程について、希望する日程を第 1 希望～第 4 希望まで指定する。

上記第 1 次審査会の手順と同様に、希望会場の振り分けを行う。

上記の手順にしたがって、申込者全員に対し、「審査会受審会場の決定通知」と、「審査費用振込用紙」を送付する。

申込みに関する注記：

希望は「第 1～第 4」まで提出することができるが、上記の日程のうち、参加できない日程がある人は、「第 2 希望まで」「第 3 希望まで」あるいは「第 1 希望だけ」を指定してもかまわない。ただし、この場合も、上記の手順に従って、公平に審査日程を確定するので、希望の日程が取れなかった場合には、受審できなくなることを承知されたい。

3) 第 1 次審査会の審査；

第 1 次審査は、「4 段位教程 重点項目」のうちの、「1. 4 段位基本項目（3 段検定重点項目まとめ）」について審査する。受審者の全員にたいして「点検結果通知表」を作成して審査する。達成度 A+A の評価を得た人は、第 1 次審査合格とし、合格通知を行う。それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を送付する。

4) 第 2 次審査会の受審申請；

第 1 次審査において合格通知を得た人は、次期審査会以降において、第 2 次審査会受審を申請することができる。受審申請は、第 1 審査と同様の手順で、所属都道府県連盟が一括して「太極拳 4 段位 第 2 次昇段審査 申請書」を、審査会実施日のうちの第 1 日目（火曜日）の 3 ヶ月前を期限として、日本連盟事務局に提出する。受審料は一人 1 回 7,000 円とする。

5) 第 2 次審査会の審査；

第 2 次審査は、「4 段位教程 重点項目」のうちの、「2. 身法の開合との手法の結合」、「3. 外三合」、「4. 心静体鬆・気沈丹田」について審査する。受審者全員にたいして「点検結果通知表」を作成する。達成度 A 評価を得た人は、第 2 次審査合格とし、4 段位授与決定通知を行う。

それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を送付する。

6) 4 段位認定登録と認定証書；

第 2 次審査合格者で、都道府県連盟を通じて規定の認定登録料を納付した人には、4 段位認定証書を授与する。

以上